

令和6年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する
調査研究事業
報告書

令和7年3月

株式会社 日本総合研究所

目 次

1. 本調査研究の概要	1
1.1. 本調査研究の背景・目的	1
1.2. 本調査研究の進め方・実施事項	2
(1) 検討委員会の設置・運営	2
(2) 都道府県プラットフォームの構想と構築ステップの検討	3
(3) 都道府県へのヒアリング調査の実施	3
(4) 都道府県向け手引きの作成	3
(5) 動画コンテンツの作成	4
(6) 報告書の作成	4
2. 都道府県プラットフォームの構想と構築ステップの検討	5
2.1. 都道府県プラットフォームの構築が求められる背景	5
2.2. 都道府県プラットフォームのコンセプト	6
2.3. 都道府県プラットフォームの構築ステップ	7
2.4. 都道府県プラットフォームの主な情報・機能	11
(1) 自治体職員・生活支援コーディネーター（SC）向け研修	12
(2) 多様な主体の取り組み事例集	13
(3) 多様な主体リスト	14
(4) 多様な主体との事業立ち上げガイドブック	15
(5) 市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援 ...	16
(6) 市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催	17
3. 都道府県へのヒアリング調査の実施	18
3.1. ヒアリング調査の概要	18
3.2. ヒアリング結果：現状の都道府県 PF に関連する活動	20
3.3. ヒアリング結果：都道府県 PF に関するコメント	30
4. 都道府県向け手引きの作成	32
4.1. 都道府県向け手引きの作成の背景と概要	32
4.2. 都道府県向け手引きの構成	32
4.3. 手引きのイメージ	33
5. 動画コンテンツの作成	34
5.1. 動画コンテンツの概要	34
6. 本調査研究のまとめ	36
6.1. 本調査研究の成果・今後の展望	36
7. 参考資料	37

<別冊資料>

高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

1. 本調査研究の概要

1.1. 本調査研究の背景・目的

(1) 事業実施の背景

高齢者の地域での日常生活を支えるためには、医療・介護のみならず、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる分野の多様な主体との連携が不可欠である。しかし、多様な主体が市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、現状では市町村や生活支援コーディネーター等との接点も少ない。

2023年12月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、以下の2つの提言がされている。

- ・ 都道府県に生活支援体制整備事業プラットフォームを構築し、介護予防・日常生活支援総合事業と民間企業等の地域の多様な主体との接続を促進することが必要
- ・ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要

そこで、高齢者の介護予防や日常生活に関する課題を踏まえつつ、関連する幅広い分野・地域で活動する多様な主体と、市町村・生活支援コーディネーター等との接続を促進するために、都道府県が生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築する場合や市町村が生活支援体制の強化のための取り組みを行う場合の方策等を整理する必要が求められている。

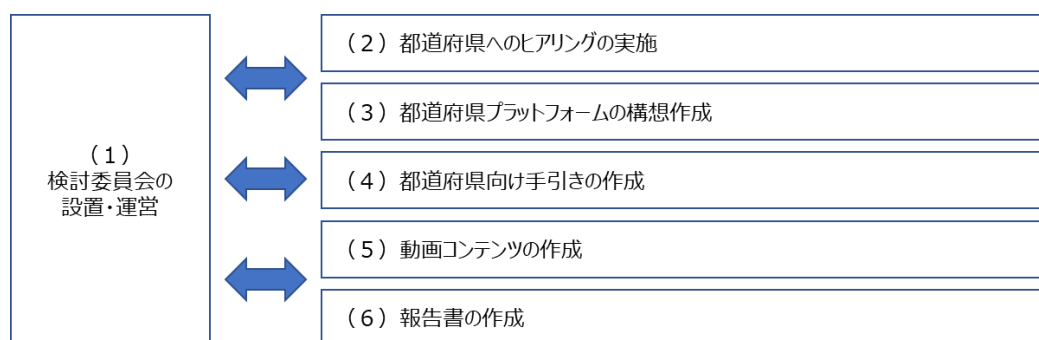
(2) 事業の目的

有識者による委員会を設置した上で、都道府県による生活支援体制整備事業プラットフォームの構築に向けた構想の検討、及び、具体的な検討のステップや必要な情報・機能の整理を行い、検討結果をまとめ、都道府県、市町村、多様な主体等に周知することを目的とする。

1.2. 本調査研究の進め方・実施事項

本調査研究では図表 1 のとおり、有識者等からなるワーキンググループを設置し、調査の進め方や都道府県向けの成果物等について意見を得ながら進めた。

図表 1 本調査研究の進め方・実施事項



(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究を効果的に推進するため、図表 2 の有識者等からなる検討委員会を設置・運営した。検討委員会は計 4 回実施した。各回の主な議題は図表 3 に示すとおりである。

図表 2 委員構成(50 音順・敬称略)(◎は委員長)

氏名	所属先・役職名
大冢賀 政昭	国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 福祉サービス研究領域 上席主任研究官
田中 明美	生駒市役所 特命監
橋谷 大	合同会社 MOREGROUP 代表
藤井 大樹	公益社団法人経済同友会 政策調査部 部長
◎室田 信一	東京都立大学人文社会学部 人間社会学科 社会福祉学教室 人文科学研究科 社会行動学専攻 社会福祉学分野 准教授
山際 淳	一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構 常務理事

※オブザーバーとして、社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉部 副部長 水谷 詩帆氏、厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室、経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課も参加。

図表 3 検討委員会各回における主な議題

回	実施日	主な議題
第 1 回	令和 6 年 10 月 23 日 (水)	・ 本事業のゴールと進め方についての討議 ・ ヒアリング結果（速報版）の報告
第 2 回	令和 6 年 12 月 4 日 (水)	・ ヒアリング結果の報告 ・ ヒアリング結果を踏まえた、本事業のまとめ（案）について
第 3 回	令和 7 年 1 月 29 日 (水)	・ 本事業のまとめ（案）について
第 4 回	令和 7 年 3 月 5 日 (水)	・ 本事業において今後必要な取り組みについて

(2) 都道府県プラットフォームの構想と構築ステップの検討

市町村の生活支援体制整備事業をはじめとする、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための生活支援体制の整備を都道府県が支援するにあたり、関連する幅広い分野・地域で活動する多様な主体と、市町村・生活支援コーディネーター等との接続を促進するためのプラットフォームの構想およびプラットフォームを構築する際に、必要な取り組みとステップと、各ステップで必要な機能・情報を取りまとめた。

(3) 都道府県へのヒアリング調査の実施

市町村が実施する生活支援体制整備事業の支援を既に行っている都道府県の取り組み概要や背景・課題、効果・今後の展望等を把握することを目的に、公開情報を基に、候補となる都道府県をリストアップした上で、ヒアリング対象先を選定し、複数の都道府県へのヒアリング調査を実施した。その結果を基に (2) で作成した、都道府県プラットフォームの構想をブラッシュアップした。

(4) 都道府県向け手引きの作成

(2) ～ (3) で取りまとめた内容を都道府県や市町村、多様な主体に幅広く周知するべく、自治体（市町村）と多様な主体による生活支援体制の充実を支援する仕組みを作るための手引きを作成した。

(5) 動画コンテンツの作成

(4) で作成した都道府県向けの手引きと合わせて、都道府県プラットフォームを構築するためのガイドをわかりやすく解説するための方法として、先進的な取り組みを行っている沖縄県の取り組み内容・経緯・趣旨等の紹介動画と有識者によるパネルディスカッション動画を作成した。

(6) 報告書の作成

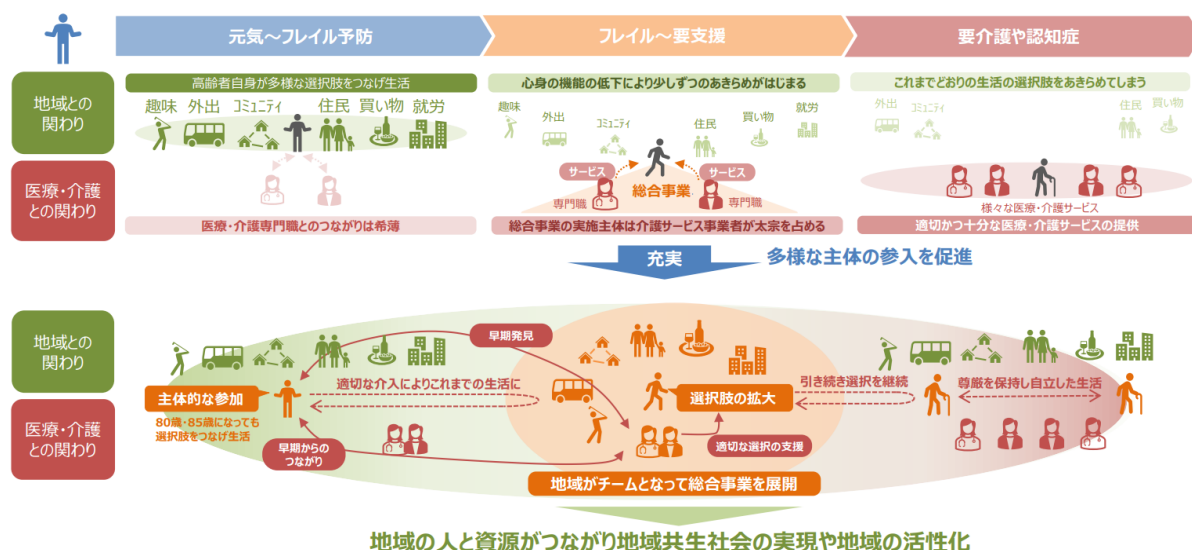
(1) から (5) の一連の調査研究の内容・結果について、本報告書に取りまとめた。

2. 都道府県プラットフォームの構想と構築ステップの検討

2.1. 都道府県プラットフォームの構築が求められる背景

今後ますます少子高齢化が進んでいく中で、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えるためには、地域包括ケアシステムの深化・推進による、地域共生社会を実現することが望まれる。そのためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要である。このとき、介護保険制度の領域を越えた多様な主体（買物・移動・家事・運動等のサービスを提供する民間事業者も含む）との連携が重要であるが、市町村の特に福祉部局においては、このような多様な主体とのつながりが希薄であることから、連携の開始・加速は難しいのが実状である。

図表 4 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化（イメージ）



（出典）厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」より引用

そこで、厚生労働省では、国および都道府県に、生活支援共創プラットフォームを設置し、高齢者の生活支援を地域の多様な主体と共創する仕組みを構築しており、このプラットフォームを通じて生活支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指している。

生活支援共創プラットフォームは、全国版プラットフォームと都道府県プラットフォーム、および市町村の地域包括ケアシステムを深化・推進する団体（主に市町村における生活支援体制整備の関係者）等から構成され、これらは相互に情報交換や交流をする関係性にある。

全国版プラットフォームでは、さまざまな分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集まり、交流を深めることを目指し、これにより、高齢者の生活支援の取り組みを共創する基盤となる。具体的には、専用ホームページやシンポジウムで情報を収集・

発信し、会員や加盟団体が地域レベルで連携する取り組みを支援していく。

そして、都道府県プラットフォームでは、市町村における生活支援体制と多様な主体をつなぎ、地域課題の解決のための基盤となることを目指している。例えば、市町村の生活支援体制の取り組みを進めている地域に対して、多様な主体との連携を促し、新たな生活支援等のサービスを創出することや、さらに、その事例を他の市町村にも展開し、取り組みを活性化することが想定される。

2.2. 都道府県プラットフォームのコンセプト

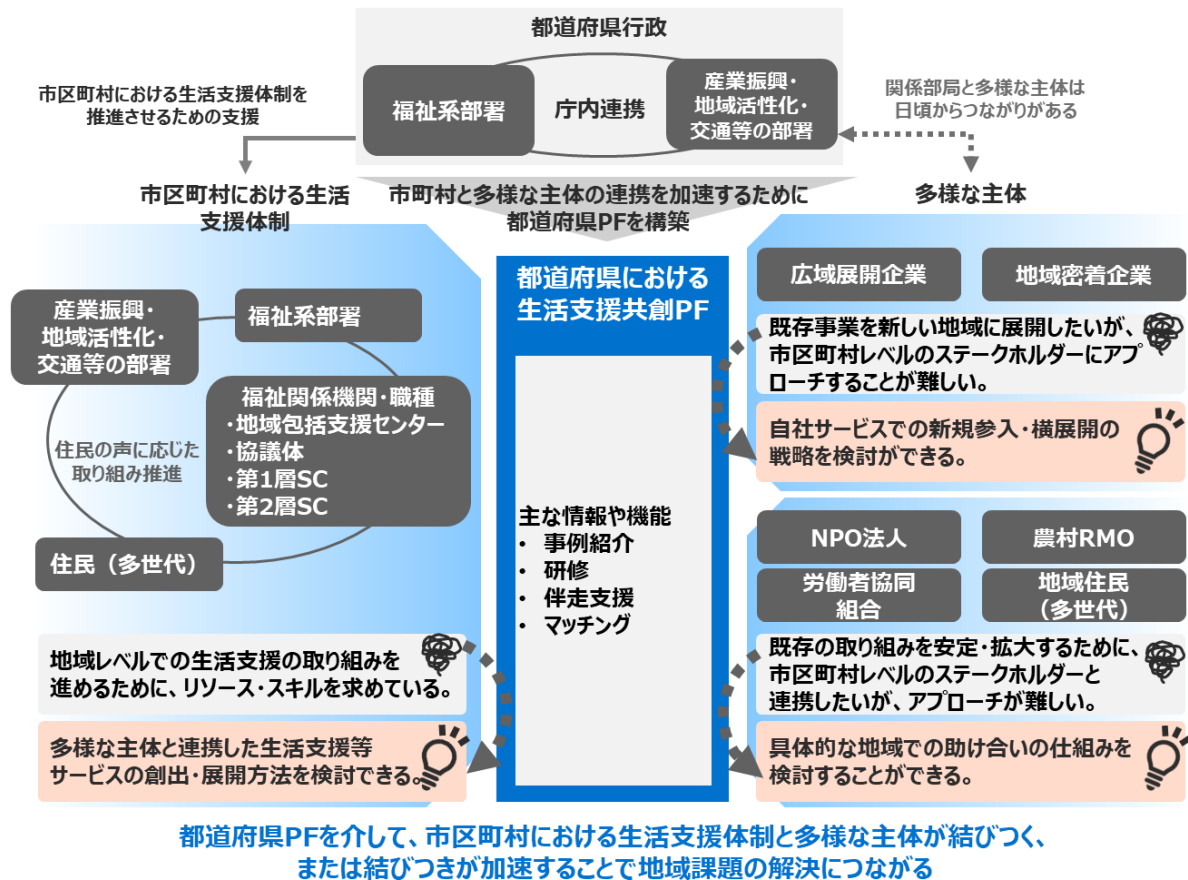
本事業では、後述のヒアリング調査の結果も参考にしながら、都道府県 PF の構想を検討し、図表 5 のように整理した。

都道府県プラットフォーム（以下、都道府県 PF）の目的は、市町村における生活支援体制と多様な主体の新たな連携または連携の加速により、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを推進することである。

都道府県 PF の関係者として、都道府県行政・市町村行政の両者において、福祉系部署のみならず、産業振興や地域活性化、交通関係等の部署も関与することがもとめられる。その他には、地域包括や協議体、生活支援コーディネーター（以下、SC）、等の福祉関係機関・職種も関係し、地域で暮らす全世代の住民が、生活支援体制の関係者となり得る。また、広域展開企業、地域密着企業その他、NPO 法人や農村 RMO、協同組合等の多様な主体も重要な関係者であり、住民主体の取り組みであれば、住民も多様な主体の一つに含まれる。

都道府県 PF によって目指すことは、市町村の取り組みにおいて、リソースやスキルの充実を求めている関係者と、既存の事業・取り組みを安定・拡大したい多様な主体を結びつけることで、生活支援等サービスの創出・拡大を目指す連携体制を生み出すことである。それによって、市町村における生活支援等サービスが創出・拡大することで、地域課題の解決につながることを期待される。

図表 5 都道府県 PF の全体像(イメージ)



(出典) 日本総研作成

2.3. 都道府県プラットフォームの構築ステップ

さらに、ヒアリング調査（詳細は後述）にて、市町村における取り組みに対する都道府県の役割やできることを整理した結果から、都道府県 PF を構築するステップをとりまとめた。構築ステップは、3 段階に分けられ、各都道府県における生活支援体制の実状や目的に応じて、取り組むべきステップが異なる。

まず、市町村の取り組み状況や困りごとの把握、市町村における生活支援体制の構築・活動開始支援を目指す場合は、ステップ 1「都道府県 PF 活用事前準備」から始めることが推奨される。

次に、市町村の取り組み状況はある程度把握しているため、市町村における生活支援体制と多様な主体の連携事例の創出を目指す都道府県では、ステップ 2「都道府県 PF を活用した地域課題の解決」に着手することが望ましい。

最後に、市町村における生活支援体制と多様な主体の連携事例を増やし、都道府県 PF の活性化を進めたい都道府県においては、ステップ 3「都道府県 PF の発展」に取り組むことを勧める。

ただし、都道府県 PF に決まった形や必須の情報や機能はない。その時々のリソースやニーズ等の状況に合わせて、ベストなあり方は変化するものであり、知識や経験の蓄積によって成長し続けるものであることに留意されたい。

これ以降に各ステップの詳細を概説する。

【ステップ 1】

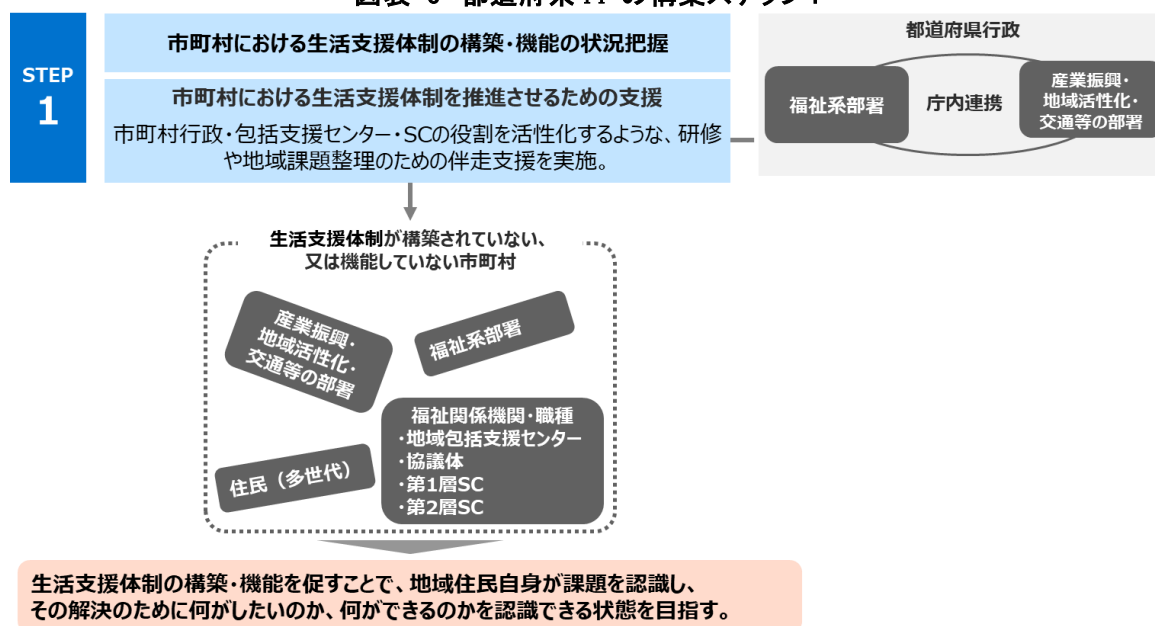
ステップ 1 は、市町村における生活支援体制の基盤が整えられ、都道府県 PF を活用するための準備ができている状態に押し上げることを支援する段階である。なぜなら、都道府県 PF が提供する情報や支援を活かして、生活支援体制の整備につなげていくためには、市町村における関係者の役割や地域課題等が整理されている（市町村における生活支援体制が構築されている）ことが必要だからである。

そのために、具体的には、以下の 2 つの手順を実施することが求められる。

- ステップ 1-1：市町村における生活支援体制が構築されているか、機能（活動）しているか、状況を把握する。
- ステップ 1-2：市町村における生活支援体制の構築・機能が思わしくない場合、市町村行政や SC の役割を活性化するような支援を提供する。

以上のような取り組みを通じて、市町村における生活支援体制として住民の困りごとや希望・目標が言語化されている状態になったら、ステップ 2 に進む。

図表 6 都道府県 PF の構築ステップ1



（出典）日本総研作成

【ステップ 2】

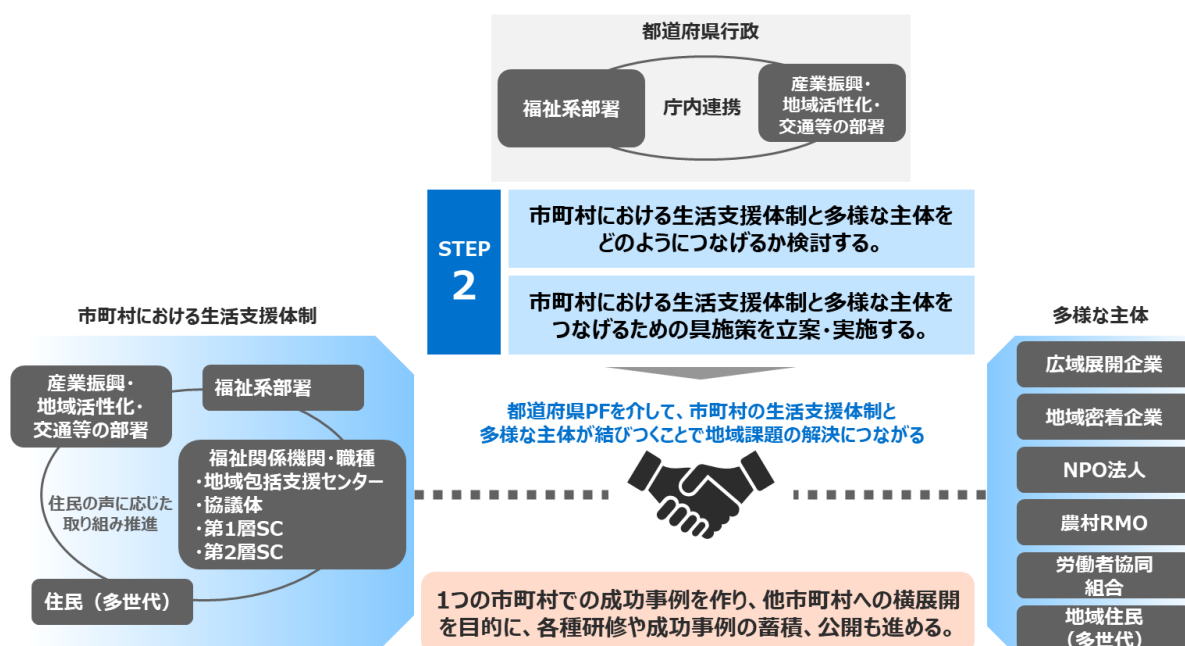
ステップ 2 では、生活支援体制が機能している市町村に対して、実際に多様な主体との連携を促し、生活支援等サービスの創出・展開事例を生み出すことを支援する。

そのために、以下の 2 つの手順を実施することが望ましい。この時、福祉部局だけでなく、日ごろから多様な主体との接点を持ち、連携も行っている産業振興や交通等の他部局との連携も必要である。

- ステップ 2-1：市町村における生活支援体制と多様な主体をどのようにつなげるか検討する。
- ステップ 2-2：市町村における生活支援体制と多様な主体をつなげるための具施策を立案・実施する。

以上の取り組みを通じて、一つでも市町村における生活支援体制と多様な主体が連携した生活支援等サービスが実現できたら、ステップ 3 に進む。

図表 7 都道府県 PF の構築ステップ 2

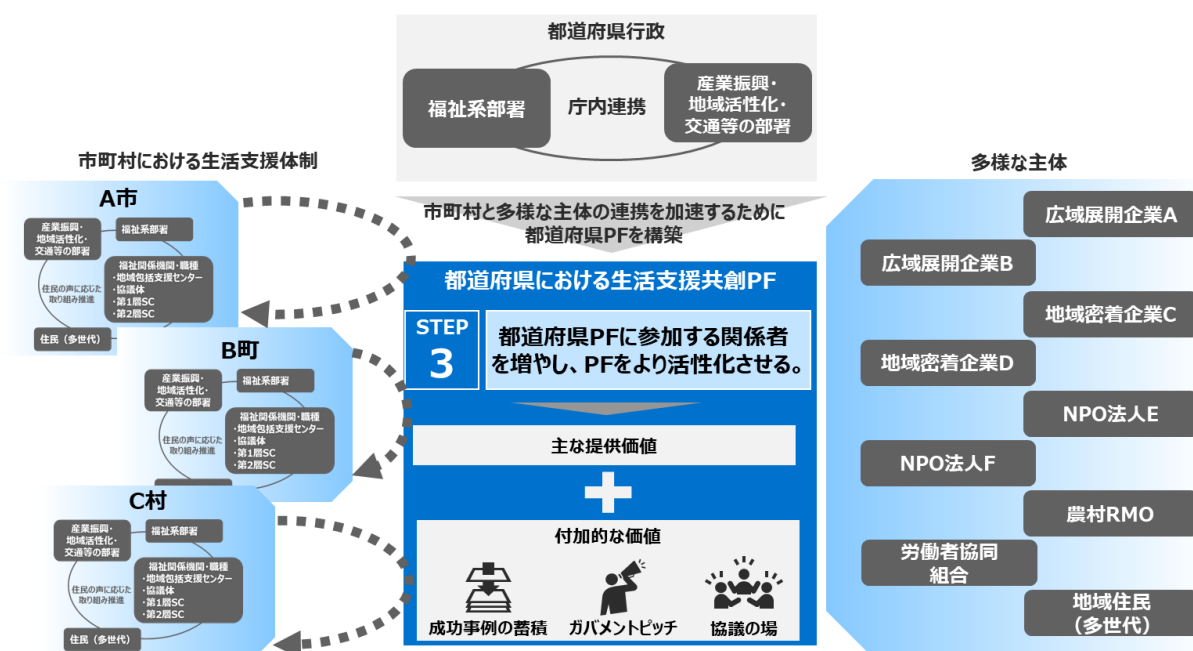


(出典) 日本総研作成

【ステップ 3】

ステップ 3 では、成功事例の蓄積、効果的なイベント（ガバメントピッチや協議の場）の開催等を通して、都道府県 PF に参加する関係者を増やし、PF をより活性化することを目指す。その結果として、複数の市町村および、複数の多様な主体が都道府県 PF を活用し、両者の連携が検討・開始されている状態になることが期待できる。

図表 8 都道府県 PF の構築ステップ 3



（出典）日本総研作成

2.4. 都道府県プラットフォームの主な情報・機能

都道府県 PF を構成する主な情報・機能とその提供価値を、図表 9 に整理する。ただし、都道府県 PF は、市町村や多様な主体の状況や抱える課題に応じて、変化し続けるものであることから、必ずしも例示したものが全てではない。

図表 9 都道府県 PF の主な情報・機能とその提供価値

都道府県 PF の主な情報や機能	主な提供価値				
	多様な主体 との連携の 重要性を理 解する	多様な主体 との連携事 例を周知す る	多様な主体 の存在・で きることを 周知する	市町村と多 様な主体が 連携した取 り組みの立 ち上げ方法 を伝える	市町村と多 様な主体を つなげる
自治体職員・SC 等向け研修	●	○		○	
多様な主体の取 り組み事例集		●	○		
多様な主体 リスト			●		
多様な主体の事 業立ち上げガイ ドブック				●	
市町村における 多様な主体と連 携した生活支援 の取り組みを促 す伴走支援		●	●	●	●
市町村の生活支 援体制と多様な 主体をつなぐイ ベント開催			●	●	●

*●：主な提供価値 ○：含まれる可能性がある価値

(出典) 日本総研作成

(1) 自治体職員・生活支援コーディネーター（SC）向け研修

都道府県 PF における主な提供価値	多様な主体との連携の重要性を理解することで、市町村行政および地域包括支援センターの職員、SC 等の活動が活発になり、市町村における生活支援体制が活性化される。
情報・機能の概要	市町村行政・福祉関係機関の職員や SC 等に対し、主に以下の内容を伝える研修を実施する。 ・ 生活支援体制整備事業の趣旨と重要性 ・ 市町村における庁内連携や福祉関係機関、住民との体制構築（市町村における生活支援体制）の必要性 ・ 地域の多様な主体と連携する重要性 ・ 市町村の生活支援体制に関わる各ステークホルダー（市町村職員・SC・多様な主体・住民）の役割 ・ 市町村の生活支援体制を構築・機能させるために必要なアクション
事例にもとづく実践方法	・ 厚生労働省が示す資料を参考に研修プログラムを作成する。 ・ 社会福祉協議会等の生活支援体制整備にノウハウのある団体に委託して実施することも想定される。
活用方法	・ 市町村における生活支援体制の関係者に情報をインプットする。 ・ 都道府県職員が、市町村における生活支援体制の構築・機能の状況や、関係者の理解度を把握する。 ・ 市町村に多様な主体との連携を意識してもらうきっかけとする。 ・ SC 同士の交流・情報交換の場となる。

(2) 多様な主体の取り組み事例集

都道府県 PF における主な提供価値	市町村における生活支援体制と多様な主体が、既存の連携事例を参考にすることで、それぞれの目的を果たすための連携の可能性を見出すことにつながる。
情報・機能の概要	市町村における生活支援体制と地域の多様な主体の連携により、地域課題を解決する取り組み事例について、以下のようなポイントを整理する。 ・ 取り組み地域 ・ 多様な主体（名称、本業） ・ 経緯と目的 ・ 活動内容 － どのような課題を解決する取り組みか － 本業との関わり※ ・ 行政担当者・SC・多様な主体の関係性 ※例えば、介護系本業の延長なのか、介護系以外の本業の顧客接点を活用した事例なのか、または、本業とは無関係の CSR 的取り組みなのか、等。
事例にもとづく実践方法	・ 市町村における生活支援体制の関係者への聞き取り等により、事例を収集する。 ・ 事例集は都道府県ウェブサイトで広く周知する。
活用方法	市町村における生活支援体制の関係者および多様な主体に、既存事例を共有し、連携の可能性を見出し、取り組みのきっかけにしてもらう。

(3) 多様な主体リスト

都道府県 PF における主な提供価値	市町村における生活支援体制の関係者が多様な主体の存在やできることを認知することで、連携の可能性が生まれる。
情報・機能の概要	地域に存在する多様な主体について、どこに、どのような活動をしている主体が存在するかをリスト化もしくはマップ化して、市町村における生活支援体制の関係者に共有する。
事例にもとづく実践方法	具体的には、以下の2つの方法がある。 ① 多様な主体リストへの掲載希望を募る ② 個別市町村で持っている情報を都道府県が吸い上げて統合・再周知する ①の場合、福祉部局から多様な主体への直接アプローチが難しいことも想定される。都道府県庁内で商工部局や地域活性化を担う部局等と連携して、商工系団体等を経由し、多様な主体リストへの掲載を周知することも有用である。 ②の場合、各市町村の地域包括支援センターや SC が持っている地域資源に関する情報を、都道府県が集約することが想定される。 多様な主体の情報公開には、ウェブ上で閲覧可能な地域資源管理システムを利用する事例もみられている。
活用方法	市町村における生活支援体制の関係者に、多様な主体の情報をインプットする。

(4) 多様な主体との事業立ち上げガイドブック

都道府県 PF における主な提供価値	市町村における生活支援体制の関係者と地域の多様な主体が、同じ目標に向かったガイドブックを参照し、具体的な方法としてそれぞれがとるべきアクションを理解することで、新たな取り組みのきっかけになる。 さらに、その後の事業立ち上げまでの連携も円滑に進めることができる。
情報・機能の概要	市町村における生活支援体制と地域の多様な主体の連携により、地域課題を解決する取り組み手順について、以下のようなポイント（例）を整理する。市町村側と多様な主体側の両者の目線で記載することも有用である。 ・ 解決を目指す地域課題 ・ 活用可能な多様な主体の既存事業・取り組み ・ 準備するリソース（ヒト・モノ・カネ） ・ 関係者の役割分担（運営体制） ・ 立ち上げまでのスケジュールとステップ
事例にもとづく実践方法	・ 既存事例を基に汎用的な手引きとしてまとめる。 ・ 手引きは都道府県ウェブサイトで広く周知する。
活用方法	・ 市町村における生活支援体制の関係者と多様な主体に、具体的な事業・取り組みの立ち上げ方法をインプットする。 ・ 市町村の生活支援体制整備における多様な主体との協働において、共通認識・目標（ロードマップ）として活用する。
事例	生活支援体制整備事業の趣旨や重要性とその進め方を整理した手引きを公開している都道府県もある。

(5) 市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援

都道府県 PF における主な提供価値	市町村における生活支援体制と多様な主体の連携に関する課題に対して、アドバイザー等が個別に分析・支援することで、連携を実現できる。
情報・機能の概要	都道府県に所属するアドバイザーが、市町村からの派遣要請を受けて、伴走支援を行う。以下に、伴走支援の流れの一例を示す。 <現状> 市町村における生活支援の取り組みで解決したい課題があるが、リソース・スキルが十分でないため、多様な主体と連携を希望している。しかし、どのような主体と連携すればよいか、連携できるのか、どのようにすれば連携できるのか分からない状況。 <支援の流れ> ① 都道府県に対してアドバイザー派遣を依頼する。 ② アドバイザーが市町村における生活支援体制に入り込み、現状を分析し、多様な主体とのマッチングを行う。 ③ 連携の合意が取れれば、事業立ち上げまで支援する。
事例にもとづく実践方法	・ アドバイザーは、前述の多様な主体リストや既存事例、立ち上げガイドブック等の内容に精通している者が適切である。 ・ アドバイザーの任務は、都道府県職員に加え、社会福祉協議会や民間企業に委託することも想定される。
活用方法	市町村における生活支援体制と多様な主体の連携における個別課題の解決に向け、連携を実現することにアドバイザーの支援を役立てる。

(6) 市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

都道府県 PF における主な提供価値	一度に複数の市町村と多様な主体が、互いのニーズやできること、具体的な連携方法について情報交換をすることで、連携のきっかけとなる。
情報・機能の概要	主なイベントの形には、交流会（マッチングイベント）やガバメントピッチといったものがある。 <交流会> 連携を望む複数の市町村の関係者と多様な主体が一つの会場に集まり、それぞれが解決したい地域課題や目標、自分達にできることをアピールしあうことで、方向性が合致した者同士が連携の可能性を検討する。 <ガバメントピッチ> 市町村の関係者から、解決を目指す地域課題を発表し、多様な主体から連携の上での解決策の提案を受け、実際の連携を検討する。
事例にもとづく実践方法	介護機器等の領域で開催されているニーズ・シーズマッチング交流会や各地方経産局が実施するガバメントピッチを参考に、都道府県内でのイベントを開催する。
活用方法	市町村における生活支援体制と多様な主体が、連携先を探索・検討することに活用する。

3. 都道府県へのヒアリング調査の実施

3.1. ヒアリング調査の概要

市町村が実施する生活支援体制整備事業の支援を既に行っている都道府県の取り組み概要や、背景・課題、効果・今後の展望等を把握することを目的に、都道府県へのヒアリング調査を実施した。本章では、その概要を示す。

なお、これらのヒアリングの結果を基に、前述の都道府県 PF の構想（全体像、構築ステップ、主な情報・機能等）をブラッシュアップした。

図表 10 ヒアリング調査の概要

調査目的	市町村が実施する生活支援体制整備事業の支援を既に行っている都道府県の取り組み概要や、背景・課題、効果・今後の展望等を把握すること
調査対象	都道府県 4 件
調査方法	オンライン会議による聴取 4 件
調査期間	令和 6 年 11 月
ヒアリング事項	・ 事業実施の背景、きっかけ ・ 事業の効果、市町村からの声 ・ 都道府県の市町村の支援体制 ・ 実施した事業以外の取り組みについての検討状況 ・ 都道府県 PF の構想についての要望

■ヒアリング先の抽出方法

ヒアリング調査の対象は、公開情報等により生活支援体制整備事業に関連する取り組みを実施していると考えられる都道府県を抽出した。実際にヒアリング調査を行った都道府県は下記のとおりである。

図表 11 ヒアリング先一覧

都道府県名	現状の都道府県 PF に関連する活動
埼玉県	- SC と民間企業を集めた情報交換会 - SC 向けの研修 - アドバイザー派遣 - 高齢者が利用可能なサービスをまとめてウェブ上で公開
高知県	- 一部の市町村へのアドバイザー派遣 - アドバイザー派遣で得た知見を取りまとめて公開 - 市町村職員や地域包括支援センター職員向けの研修
鹿児島県	- 県内市町村の生活支援サービス提供の取り組み事例集を作成 - 生活支援体制推進コーディネーターによる SC・市町村職員への相談対応 - セミナー開催
沖縄県	- 知事が主催者になり、テーマを複数選定して有識者から意見を伺う取り組み（万国津梁会議） - 高齢者の課題解決のための官民連携 WG の運営 - SC 向けだけでなく幅広い関係者の研修 - ガイドブックの作成

3.2. ヒアリング結果：現状の都道府県 PF に関連する活動

都道府県		埼玉県
生活支援体制整備事業に関連する現状の取り組み	取り組み概要	<生活支援体制整備事業マニュアルと事例集> - 生活支援体制整備事業の実践マニュアルと県内での取り組み事例を取りまとめ、ウェブ上で公開している。 <SC と民間企業を集めた情報交換会> - 民間企業ができることを SC に周知する場として提供。 <SC 向けの研修> - 市町村職員と SC が一緒に参加する研修を実施。生活支援体制整備事業の概要等の講義や、各市町村でロジックモデルを作成し目指す姿を共有する研修を実施。 <生活支援体制整備事業情報交換会> - 市町村同士のつながり構築、県としての市町村からの情報収集の場としても活用している。 <生活支援体制整備事業における伴走支援> - 医療経済研究機構（IHEP）に委託して、アドバイザーを派遣している。 - 伴走支援を希望する市町村に対し、IHEP と埼玉県職員（福祉系部署職員やリハビリ専門職、県社協等）が協働して支援を行っている。 <プラチナ・サポート・ショップ> - 高齢者暮らしを支える民間サービスを取りまとめてウェブ上で公開している。 2024 年現在、約 3,100 件の登録があり、リスト形式・マップ形式で閲覧が可能。 - 民間サービスの登録プロセスとしては、登録希望事業者から申請を行い、県がその内容を確認・承認した後に、県がデータ入力を行っている。 - 立ち上げ時には、産業労働部に断りを入れた上で、県内の経済団体に取り組み周知と登録の呼びかけを行った。
	取り組みの背景・課題	プラチナ・サポート・ショップは、地域包括支援センターからの発案で実施に至った。

	取り組みの 効果・ 今後の展望	市町村によって生活支援体制整備に対する熱量が異なるため、事業の意義を伝えていきたい。SCが頑張っている市町村行政内の承認プロセスでストップがかかり、事業が前に進まないケースも見られるため、そのような状況で県としてバックアップできると良い。
--	--------------------------------	---

【参考資料】

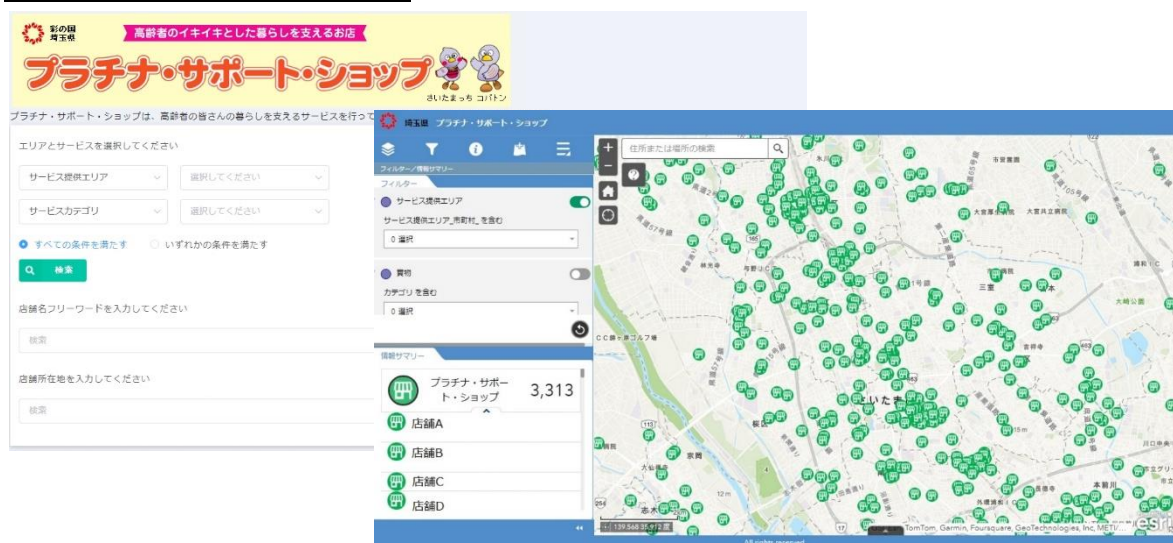
生活支援体制整備事業の実践マニュアル・事例集



(出典) 埼玉県「生活支援体制整備事業関係マニュアル」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/seikatusien-manual.html> (2025/3/17 参照)

プラチナ・サポート・ショップ



(出典) 埼玉県「プラチナ・サポート・ショップー高齢者の暮らしを支えるサービス登録制度」 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/puratina.html> (2025/3/17 参照)

都道府県		高知県
生活支援体制整備事業に関連する現状の取り組み	取り組み概要	<アドバイザー派遣事業> - 生活支援体制整備事業に限定せず、地域の課題解決を目的に、アドバイザー派遣を行っている、 - 派遣先については、市町村からの手上げも可能だが、市町村のヒアリングの結果などを基に、県担当課と県福祉保健所が支援の必要性を協議し、市町村に提案して決定することもある。 <生活支援体制整備事例集> - 全ての市町村にアドバイザー派遣を行うことは難しいことから、一部地域に対するアドバイザー派遣事業で得た知見を、他市町村でも活用できるよう、H30年に事例ベースの手引きとして取りまとめた。 <生活支援体制整備事業に関する研修> - 市町村職員や包括職員を対象に、SCの活動に関する研修を行っている。 - R6年度の研修では、午前中に生活支援体制整備事業の意義に関する講義、午後は市町村ごとにグループを作って、事前に作成した計画を持ち寄ってディスカッションを行った。年度末には、各市町村における取り組みの振り返りや情報交換も実施している。
	取り組みの背景・課題	SCが地域のニーズや資源に関する情報をうまく収集できておらず、さらに、地域包括支援センターは、SCの活動や収集した情報を活用できていない状況がある。
	取り組みの効果・今後の展望	事例集を通して、市町村における協議体そのものおよび協議体と住民の関わり方についての理解が進んでいる印象。
	その他の取り組み	- 市町村によっては、自主的に近隣で集まりSCの情報交換会を開催している。 - 高知県では、地域福祉の拠点として「あったかふれあいセンター」を設置して介護予防活動や地域の支え合いの仕組みづくりに取り組むとともに、人口減少が進む中山間地域に「集落活動センター」を設置して、住民主体での地域課題の解決を推進している。様々な地域課題を取り扱う中で、生

		活支援についても検討していることがある。(参考) 集落活動センター https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016031700183/
--	--	---

【参考資料】

生活体制整備事業事例集



(出典)高知県 「「生活支援体制整備事業」事例集の発行について」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/seikatsusientaiseiseibi/> (2025/3/17 参照)

都道府県		鹿児島県
生活支援体制整備事業に関連する現状の取り組み	取り組み概要	鹿児島県は、県内市町村の生活支援サービス提供の体制づくりを推進するため、生活支援体制整備事業の取り組み事例集を作成している。取り組み事例集にはサービスの作成経緯や効果・課題等が含まれ、SCが市町村内の課題と資源をマッチングするための参考となる情報を提供している。
	取り組みの背景・課題	- SCを対象に基礎編と実践編の年2回行われている人材育成研修では、以前から活動報告の時間があり、他市町村の取り組みを知る機会になっていた。報告されたような事例をより多くの方に分かりやすく情報提供できるよう取り組み事例集を作成した。 - 取り組み事例集作成においてはフォーマットの検討や情報収集に労力を要した。
	取り組みの効果・今後の展望	- 県ホームページに掲載したところ、他の都道府県からの問い合わせがあり、事例の共有が進んでいる。また、取り組み事例集は今後も事例を増やして更新する予定である。 - SCと市町村担当職員間の連携が必要であることから、県が開催しているSC養成研修において、両者が一緒に参加できるように、促している。
	その他の取り組み	県には生活支援体制推進コーディネーターを配置しており、各市町村のSCや市町村担当者からの相談対応を行っている。その他にも、県では、市町村が総合事業の充実化に向けて取り組みを推進できるよう、セミナー開催や個別ヒアリングを行っている。

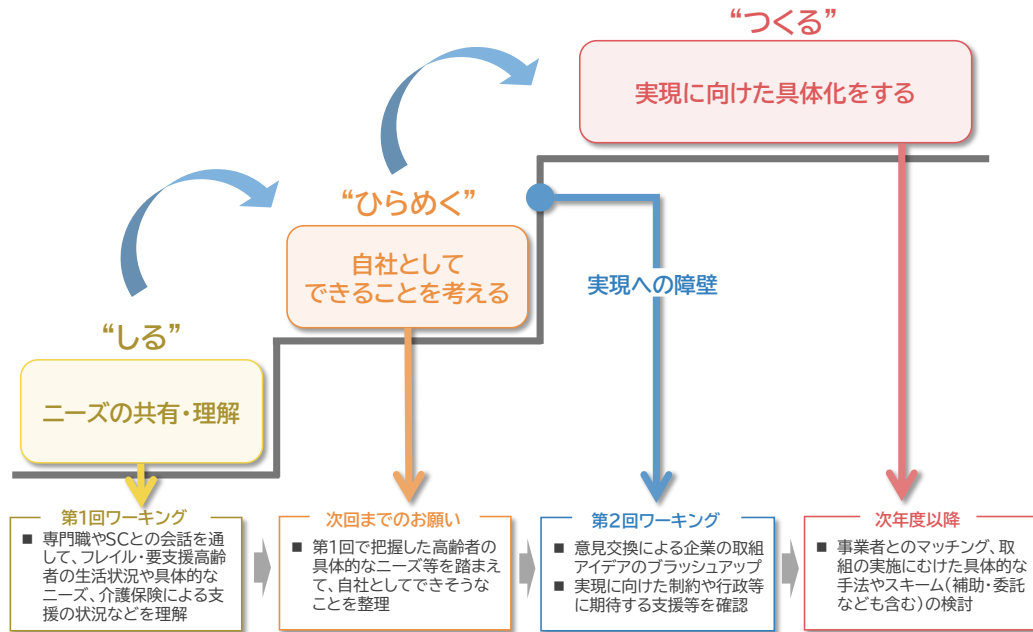
都道府県		沖縄県
生活支援 体制整備 事業に関 連する現 状の取り 組み	取 り 組 み 概 要	<官民連携ワーキング> - SC、地域包括支援センター及び市町村並びに民間企業、NPO法人、協同組合等の担当者が一堂に会し、高齢者の生活課題の解決に向けた話し合いを行い、具体化を目指すことを目的とした取り組みで、令和6年度は試行的に開催した。 <万国津梁会議> - 更なる政策の推進が必要なテーマを知事が直接決定し、有識者から意見を聴くための会議である。 - 令和6年度は、超高齢社会に対応する公共私（多様な主体）の連携をテーマに議論を行い、提言書がまとめられた。
	取 り 組 み の 背景・課題	<官民連携ワーキング> - 急速な高齢化と、介護人材の担い手不足が強まっている中で、高齢者が住み慣れた場所で、自分らしい選択ができる暮らしを実現するためには、地域も分野も超えて、立場の異なる関係者が話し合うような場所が必要になると考え、試行的に実施した。 <万国津梁会議> - 沖縄県は今後、全国よりも高齢人口の伸び率が増え続けることが見込まれており、低所得の問題、独居の問題も含めて、さまざまな生活支援が必要になる高齢者が増えていくと考えられる。 - 急速な高齢化に対応するため、多様な主体がそれぞれ従来の枠を超えて連携するような枠組みを構築する必要があるのではないかとの問題意識から、有識者会議を開催した。
	取 り 組 み の 効果	<官民連携ワーキング> - 立場の異なる関係者がお互いに話し合っ、学び合うことで、それぞれ様々な気づきが得られたという声があった。 - 得られた気づきをもとに参加企業から取り組みアイデアの例が示され、活発な意見効果につながった。 - ワーキングを通して民間企業と市町村等が直接つながり、その後も個別の問合せや連携の相談などが生じている状況を確認できた。

		<万国津梁会議> ・ 公共私連携の目指すべきゴールは、全ての高齢者にとって、従来の「介護」や「生活支援」の枠を超えた、多様な選択があり、高齢者に寄り添ったサービスを提供し日常の生活ができる限り続けることができる「高齢者フレンドリーなまちづくり」であるべきとされた。 ・ 従来の介護保険領域においても「支え・支えられる」「代わりにしてあげる」という発想から脱却し、年齢や心身状態によらない全ての高齢者に「社会参加」を意識した選択肢を検討すべきものとされた。 ・ 多様なサービス・活動の広がる社会を作るための広域プラットフォームの構築が提言された。
	今後の展望	・ 令和 7 年度は、官民連携ワーキングの成果と万国津梁会議の議論を掛け合わせ、広域の官民連携プラットフォームを構築し、取り組みアイデア等の具体的な検討を進めていくこととしている。 ・ 今年度試行的に実施していた官民連携ワーキングは、「出会い・気づきワーキング」と位置づけ、参加企業等を増やす予定である。また、令和 6 年度のワーキング参加企業とは個別の取り組みアイデアを具体的に議論する「具体化ワーキング」を実施する。その後の実装段階では、市町村をまたぐような取り組みのトライアルを県が支援したり、市場で成立するようなサービスは産業振興部門とも連携して後押ししたり、あるいは要支援者等を対象に追加コストが生じる取り組みなどは市町村の総合事業へ接続するような支援の検討を進めていきたい。 ・ 官民連携プラットフォームでは、高齢者のニーズを出発点にした議論を大事にしたい。その上で、それぞれの関係者がお互いの立場や考え方を尊重しながら協働していく仕組みとしたい。
	その他の取り組み	・ SC 向け研修 ・ ガイドブック作成

【参考資料】

官民連携ワーキングの目的

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び市町村並びに民間企業、NPO法人、協同組合等の担当者が一堂に会し、高齢者の生活課題の解決に向けた話し合いを行い、具体化を目指すこと。



第1回ワーキング “知る”のフェーズ

民間企業等が、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び市町村との会話を通じ、フレイル・要支援高齢者の生活状況や具体的なニーズ、介護保険による支援の状況などを理解する。

第1回プログラム	第1回ワーキング 参加者
14:00 開会 高齢社会に関する話題(20分) 企業参加者の方の自己紹介(15分) - 企業名、氏名、お立場、事業内容、参加目的 等 休憩 グループに分かれて意見交換(60分) - 高齢者の介護予防・生活支援に関するニーズ等 全体共有(20分) - 企業参加者の方から気づきや感想をコメント (一部の地域包括・SCの方からも感想をコメント) 次回に向けたお願い(20分) - 次回までに準備いただきたい事項について - 参考となる取組事例の紹介 16:45頃 終了	生活支援コーディネーター(SC)・ 市町村・地域包括支援センター 計18名 株式会社・合同会社・ NPO法人・協同組合等 計14名 工夫した点 ✓制度の話は最小限に ✓グループを途中で入れ替え ✓全国の事例紹介は終了前に少しだけ 会場の様子 

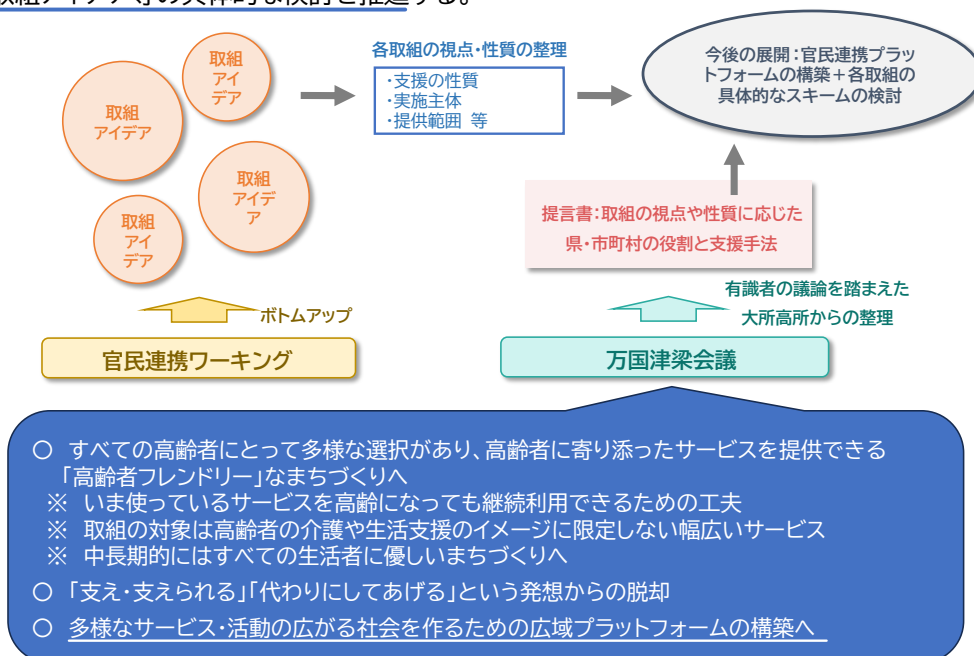
第2回ワーキング “ひらめく”のフェーズ

民間企業等が、第1回ワーキングで把握した高齢者の具体的なニーズ等を踏まえて、自社としてできそうなことを整理する。

第2回プログラム	第2回ワーキング 参加者
14:00 開会 - 趣旨説明等(15分) 第1ターム - 参加企業による取組アイデアの紹介(45分) - ブースに分かれて意見交換(45分) 第2ターム - 参加企業による取組アイデアの紹介(45分) - ブースに分かれて意見交換(45分) - まとめ・今後について(10分) 17:30頃 終了/交流タイム	生活支援コーディネーター(SC)・ 市町村・地域包括支援センター 計28名 株式会社・合同会社・ NPO法人・協同組合等 計16名 工夫した点 ✓第2回ワーキングに向けた参加企業向けの事前オンライン相談会を実施 ✓取組アイデアの発表時間は短めに ✓SC、包括、市町村は関心をもった企業のブースを自由に移動して意見交換 ✓庁内の関係課にも声かけ ✓最後に交流タイムを設定 苦労した点 ✓インフルエンザの流行

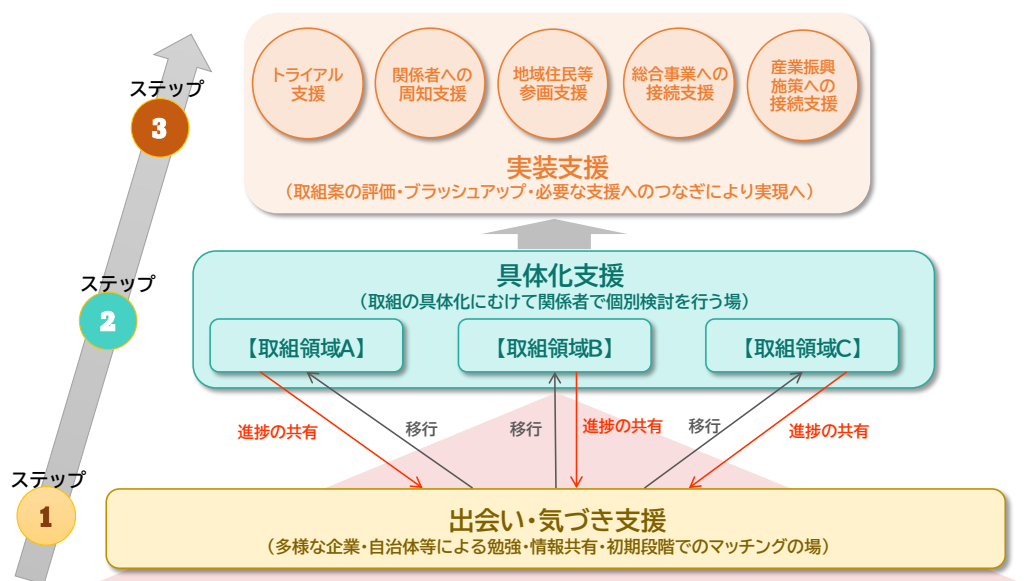
今後の展開 “つくる”のフェーズへ

官民連携ワーキングの成果と万国津梁会議の議論を掛け合わせ、官民連携プラットフォームを構築し、取組アイデア等の具体的な検討を推進する。



今後の展開 “つくる”のフェーズへ

官民連携プラットフォーム(イメージ)



(出典)沖縄県提供資料

3.3. ヒアリング結果：都道府県 PF に関するコメント

埼玉県

関連する 取り組み	- 生活支援体制整備事業の実践マニュアル - 生活支援体制整備事業の取り組み事例集 - SC と民間企業を集めた情報交換会 - SC 向け研修 - 生活支援体制整備事業情報交換会 - 生活支援体制整備事業における伴走支援（アドバイザー派遣） - プラチナ・サポート・ショップ（高齢者の暮らしを支えるサービス実施企業リスト）
課題や要望	- 埼玉県では都道府県 PF として取り組んでいるわけではないが、都道府県 PF の主な情報・機能に該当する活動を実施できている印象がある。 - 今後、都道府県 PF を構築するとなった場合、都道府県における業務負担を懸念する。

高知県

関連する 取り組み	- アドバイザー派遣事業 - 生活支援体制整備事例集 - 生活支援体制整備事業に関する研修
課題や要望	- 地域性が似ている他県の市町村の事例を知りたい、というニーズがある。 - 庁内の横連携（特に商工系の部署と福祉系の部署）には課題を抱えている。商工部局にとって福祉領域に参入するメリットが想像できず、声掛けしにくい。重層的支援体制整備事業の考え方で、庁内の横串を刺していけると理想的である。 - 担い手が減少し続ける中で、中山間地域のような企業がビジネス展開しないエリアでの日常生活をどのように支えていくかが、課題だと感じている。

鹿児島県

関連する 取り組み	県に配置している生活支援体制推進コーディネーターが、各市町村の SC や市町村担当者からの相談対応を行っている。また、市町村が総合事業の充実化に向けて取り組みを推進できるよう、セミナー開催や個別ヒアリングを行っている。SC を対象に実施したアンケートの結果、高齢化率の高い中山間地域での移動支援であることが分かった。そこで、移動支援のあり方や、国土交通省および全国移動支援ネットワークによる制度に関する講義を実施した。
課題や要望	- 地域の産業系の資源とのマッチングは地域の SC の活動量に左右される。その支援方法は検討課題になっている。庁内連携が難しいため、参考となるモデルがあれば、実践しやすくなるのではないかと考える。 - SC と市町村担当職員間の連携が必要であることから、県が開催している SC 養成研修において、両者が一緒に参加できるよう、促している。

沖縄県

関連する 取り組み	官民連携プラットフォームを通じた取り組みの実装支援
課題や要望	都道府県 PF から生まれた広域的な取り組みを複数市町村の総合事業に接続する必要がある場合は、関係市町村による総合事業の委託仕様書や補助金交付要綱を共通化するなどしないと、民間企業等による参画が困難となる可能性がある。広域プラットフォームの間口は広くオープンである点において公平性を担保するため、プラットフォーム専用サイトなどで常に参加企業等を募集できる形を取った上で、取り組みの企画段階から関係市町村が参加していく形を取るのが良いだろう。

4. 都道府県向け手引きの作成

4.1. 都道府県向け手引きの作成の背景と概要

都道府県 PF の構想として取りまとめた内容を、都道府県や市町村、多様な主体に幅広く周知するとともに、自治体（市町村）と多様な主体による生活支援体制の充実を支援する仕組みとして、都道府県 PF を構築するための手引きを作成した。都道府県による具体的な取り組みが推進されるよう、事例を交えながら、実践・活用方法も整理した。手引きの構成は以下のとおりである。

4.2. 都道府県向け手引きの構成

作成した冊子の主な構成は下記のとおりである。

■ はじめに

■ 第1章 都道府県 プラットフォーム構築の意義と全体像

- ・ 地域共生社会を目指した多様な主体との連携
- ・ 本書の想定読者と活用イメージ
- ・ 都道府県プラットフォームの位置づけ
- ・ 都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
- ・ 都道府県プラットフォームの全体像

■ 第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

- ・ 都道府県プラットフォーム活用の事前準備
- ・ 都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
- ・ 都道府県プラットフォームの発展

■ 第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

- ・ 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
 - (1) 自治体職員/生活支援コーディネーター（SC）向け研修
 - (2) 多様な主体の取り組み事例集
 - (3) 多様な主体リスト
 - (4) 多様な主体との事業立ち上げガイドブック
 - (5) 市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
 - (6) 市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

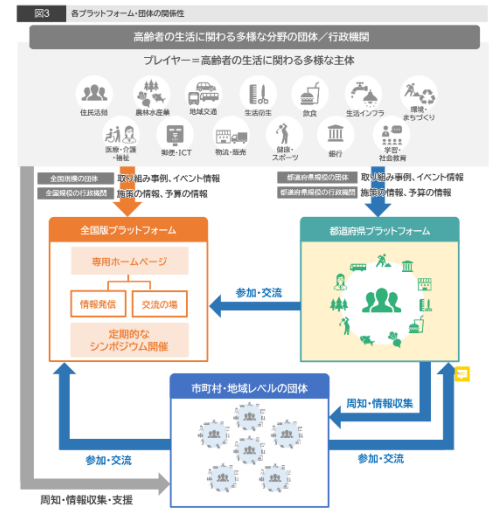
4.3. 手引きのイメージ



第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

3 都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性

- 全国版プラットフォームは、さまざまな分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集まり、交流を深める。これにより、高齢者の生活支援の取り組みを共創する基盤です。例えば、専用ホームページやシンポジウムで情報を収集・発信し、会員や加盟団体が地域レベルで連携する取り組みを支援します。
- 全国版プラットフォーム、都道府県プラットフォーム、市区町村(以下、市町村という)の地域包括ケアシステムを深化・推進する団体は、相互に情報交換や交流をする関係性にあります。都道府県プラットフォームは、全国版プラットフォームで情報提供・交流等の活動をしつつ、他県や全国規模の多様な主体・事例の情報を収集します。一方、市町村に対しては、地域包括ケアシステムを深化・推進する団体に情報や支援を提供しつつ情報を収集し、交流・活動の場となります。
- このような関係性のなかで、都道府県プラットフォームは、市町村における生活支援体制と多様な主体をつなぎ、地域課題の解決のための基盤となることを目指しています。例えば、市町村の生活支援体制の取り組みを進めている地域に対して、多様な主体との連携を促し、新たな生活支援等のサービスを創出します。さらにその事例を他の市町村にも展開し、取り組みを活性化させます。

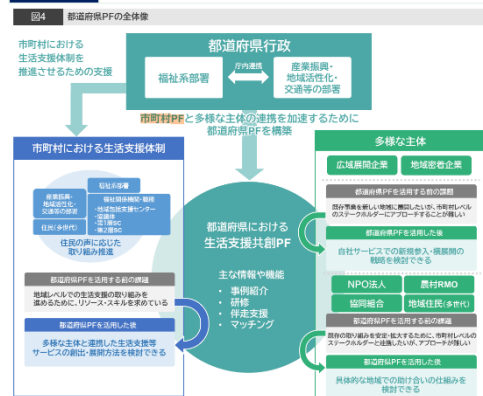


4

第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

4 都道府県プラットフォームの全体像

目的	市町村の生活支援体制と多様な主体の新たな連携の促進。これにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築を推進する。
関係者	- 都道府県庁内: 福祉系部署のみならず、産業振興や地域活性化、交通関係の部署も関わる。 - 市町村庁内: 福祉系部署のみならず、産業振興や地域活性化、交通関係の部署も関わる。 - 地域包括ケア推進: 地域包括支援センターや、SC、協議会等 - 地域住民: 地域で暮らす市民の協力が、生活支援体制構築の基盤となる。 - 多様な主体: 地域包括ケア推進、NPO法人や農村RMO、協同組合等が参画する。住民主体の取り組みであれば、地域住民も多様な主体の一つである。
できること	市町村における生活支援の取り組みで、リソースやスキルの充実を求めている関係者と、既存の事業・取り組みを交流・拡大したい多様な主体を結びつける。これにより、生活支援等サービスの創出・拡大を目指す連携体制を生み出す。
期待される効果	市町村における生活支援体制と多様な主体の連携で、生活支援等サービスが創出・拡大。地域課題の解決につながる。



都道府県プラットフォームを介して、市町村における生活支援体制と多様な主体が結びつくことで、地域課題の解決につながる

5

第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

自治体職員またはSC向け研修

都道府県プラットフォームにおける主な提供価値	多様な主体との連携の重要性を理解することで、市区町村行政および地域包括ケアセンターの職員、SC等の活動が活発になり、市区町村における生活支援体制が活性化される。
情報・機能の概要	市町村行政・福祉関係機関の職員向け、SCに主に以下の内容を伝える研修を実施する。 - 生活支援体制整備事業の意義と重要性 - 市町村における行政連携や福祉関係機関、住民との体制構築(市町村における生活支援体制)の必要性 - 地域の多様な主体と連携する重要性 - 市町村の生活支援体制に関わる各ステークホルダー(市町村職員、SC、多様な主体・住民)の役割 - 市町村の生活支援体制を構築・機能させるために必要なアクション
実践方法(事例ベース)	- 厚生労働省が示す資料を参考に研修プログラムを作成する。 - 社会福祉協議会等の生活支援体制整備にノウハウのある団体に委託して、実施することも想定される。
活用方法	- 市町村における生活支援体制の関係者に情報をインプットする。 - 都道府県職員が、市町村における生活支援体制の構築・機能の状況や、関係者の理解度を把握する。 - 市町村に多様な主体との連携を促進してもらうきっかけとする。 - SC同士の交流・情報交換の場となる。
事例	※あくまでも複数の取り組みの中の一側面です。

- 神奈川県**
各市町村に設置されたSC(行政担当者)向けに、基礎研修や市町村職員共同研修、課題別研修等の各種研修事業を実施。
- 高知県**
市町村行政や地域包括支援センター職員を対象にSCの活動に関する研修を実施。年毎に生活支援体制整備事業の意義に関する研修、年毎に市町村ごとにグループを作って、事例に作成したお話を聞き合ったりディスカッションを行う。年度末には、各市町村における取り組みの振り返りや情報交換も実施。

11

5. 動画コンテンツの作成

5.1. 動画コンテンツの概要

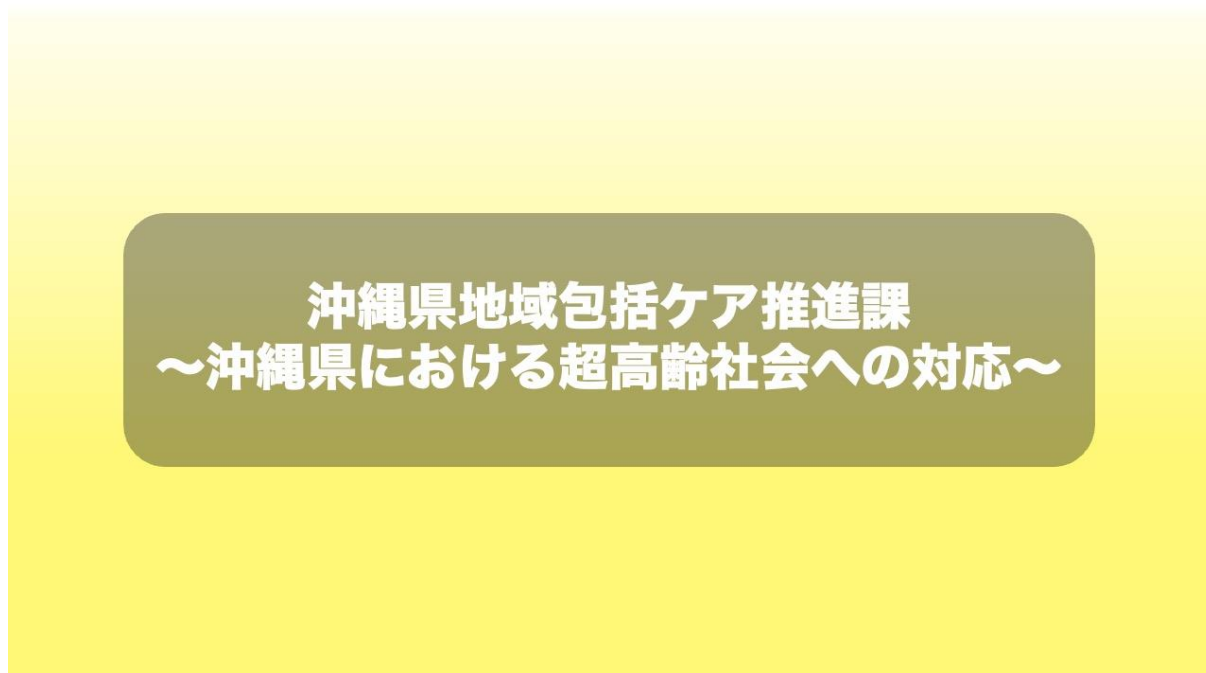
手引きと合わせて、都道府県 PF を構築するためのガイドとして、先進的な取り組みを行っている事例紹介と有識者によるパネルディスカッション動画を作成した。本章では、その概要を示す。

■ 動画の構成・ポイント

① 事例紹介：沖縄県「沖縄県における超高齢社会への対応」

沖縄県が実施している、高齢者の生活課題の解決に向けた、官民連携の取り組みの内容・経緯・今後の展望等の紹介動画。

図表 12 沖縄県の事例紹介動画のサムネイル画像



（出典）日本総研作成

■ 視聴用 URL

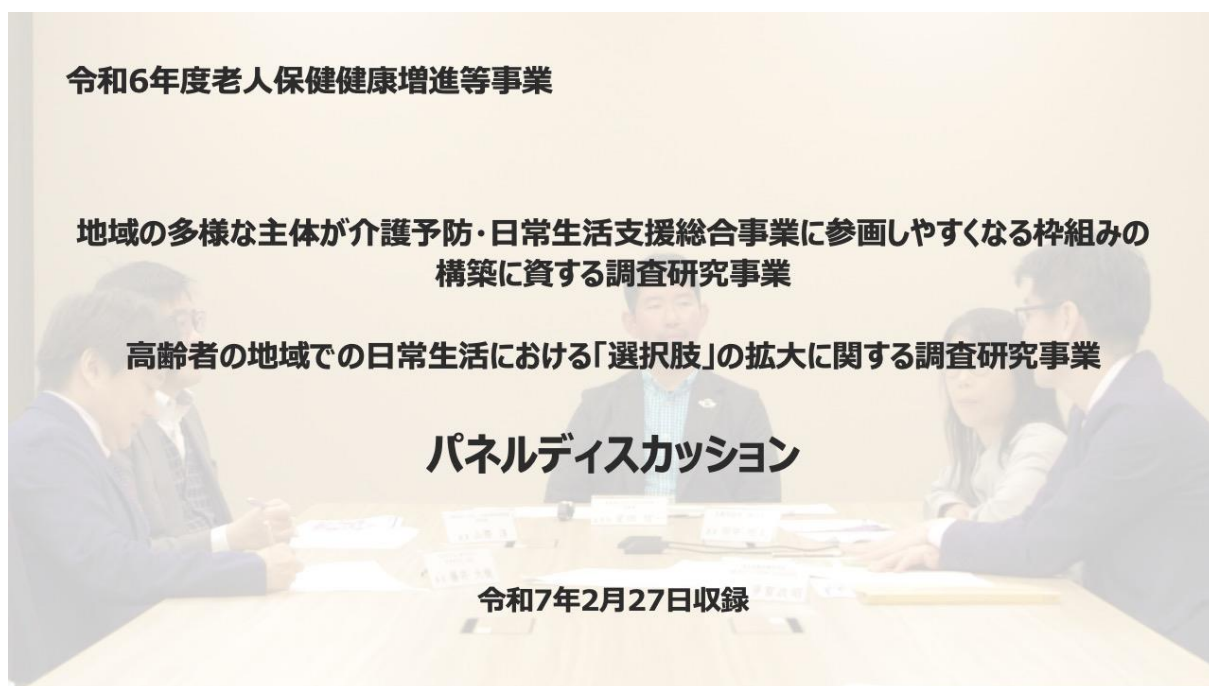
<https://www.youtube.com/watch?v=hSaKr3J-m8k>

※アクセス後、株式会社日本総合研究所 YouTube チャンネルに遷移します。

② パネルディスカッション

地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくするための都道府県版生活支援共創プラットフォームの構築について、をテーマとした有識者による対談。

図表 13 パネルディスカッション動画のサムネイル画像



(出典) 日本総研作成

■ 視聴用 URL

<https://www.youtube.com/watch?v=FZDNzo3mxio>

※アクセス後、株式会社日本総合研究所 YouTube チャンネルに遷移します。

6. 本調査研究のまとめ

6.1. 本調査研究の成果・今後の展望

今後ますます少子高齢化が進んでいく中で、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えるためには、地域包括ケアシステムの深化・推進による、地域共生社会を実現することが望まれる。そのためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるといった視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要であり、その際、生活支援体制整備事業を活用することが有効である。

本事業では、市町村の生活支援体制整備事業等をはじめとする、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための生活支援体制の整備を都道府県が支援するにあたり、関連する幅広い分野・地域で活動する多様な主体と、市町村・SC等との接続を促進することを目的とした、都道府県 PF の構想から具体的な取り組みを整理した。

都道府県 PF では、市町村における生活支援体制と多様な主体をつなぎ、地域課題の解決のための基盤となることを目指しており、市町村において多様な主体と連携した、生活支援等サービスが創出・拡大することで、地域課題の解決につながることを期待できる。

また、本事業では、都道府県 PF の全体像および、具体的な構築ステップと都道府県 PF を構成する主な情報・機能を取りまとめた。構築ステップは、3段階に分けて整理し、主な情報・機能に関しては、それぞれの概要と関連する都道府県の取り組み事例についてヒアリング調査を行うことで、具体的な実践方法や活用方法も整理した。

さらに、本事業の成果を広く普及するために、手引き（主に都道府県向け）と動画（先行事例、有識者対談）を作成し、都道府県 PF の構築に向けて、各都道府県の実状と照らし合わせながら、有効だと思われるステップや情報・機能の立ち上げ・運用の際の参考資料として活用できるように取りまとめた。

今後は、都道府県 PF の立ち上げを具現化していくことを目指して、特定の都道府県にて外部専門家などの知見も活用しながら、都道府県 PF の立ち上げ支援をしていくとともに、手順や必要な情報・機能をより具体的に検討していくなどといった取り組みが必要である。

7. 参考資料

- 生活支援体制整備事業 令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001337156.pdf>
- 高齢者の生活支援サービスの充実に向けた、民間事業者等の参入を促進する取組のヒント（厚生労働省 令和5年度 老人保健健康増進等事業 生活支援体制整備事業を活用した地域の多様な主体が行う生活支援サービスの活用促進方策に係る調査研究）
https://coopwelfare.or.jp/report_r5rouken/
- 【市町村の支援者向け】 地域づくり支援ハンドブック vol.2 ～2023年度版～
https://www.jmar.co.jp/2024/05/15/1lgr5_10_handbook_supporter.pdf
- 厚生労働省「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)に係る中央研修テキスト」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084710.html>
- 国立保健医療科学院「介護保険における生活支援体制整備推進のための研修」
<https://www.niph.go.jp/entrance/r6/course/short/s27.html>
- 株式会社日本総合研究所「令和4年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業；地域づくりの観点からの保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業」
https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2304_mhlwkrouken_report14.pdf
- 関東経済産業局「ガバメントピッチへのお誘い」
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/iryokiki/healthcare/data/r6fy_government_pitch_gaiyou.pdf

※本調査研究は、令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として実施したものです。

令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる
枠組みの構築に資する調査研究事業
報告書

令和7年3月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL : 080-1203-5178 FAX : 03-6833-9480